

国際関連情報 Report from ITG

金融商品の減損に関する 移行リソース・グループの活動内容

ASBJ シニア・プロジェクト・マネージャー かわにし まさひろ
川西 昌博

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年7月に公表したIFRS第9号「金融商品」における新たな信用減損の要求事項の適用に関して、その適用上の論点を議論するために移行リソース・グループ（以下「ITG¹」という。）を構成している。本稿では、2015年12月11日に開催されたITGの第4回目の会議の概要を紹介する。

1. 本会議で議論された論点

ITGにおいては、前回のITG会議（2015年9月16日開催）から本会議までに11個の項目を受領しており、前回のITG会議で取り扱わなかった1つの項目を含め、それらの項目のすべてに対応するために、本会議ではアジェンダとして次の10個の論点が取り上げられた。

(1) 将来予測的なシナリオの織り込み

- ① 予想信用損失を測定する際に、単一の将来予測的な経済シナリオを用いてもよいのか、もしくは複数のシナリオを織り込む必要があるか。また、どのように織り込むのか

- ② 信用リスクが著しく増大したかどうか判定する際に、将来予測的な経済シナリオをどのように考慮すべきか
- (2) IFRS第9号5.5.20項（ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品）の適用範囲
- (3) チャージ・カードに対する予想信用損失の測定
- (4) リボルビング信用枠に対する予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間
- (5) 担保及び他の信用補完と予想信用損失の測定
- (6) 予想信用損失を測定する際に債務不履行時における貸付金の売却から見積られるキャッシュ・フローを含めること
- (7) 「現在の実効金利」の意味
- (8) 満期が12か月未満である金融資産に対する信用リスクの著しい増大の判定
- (9) 信用減損金融資産に対する損失評価引当金の測定
- (10) 償却原価で測定される金融資産に対する損失評価引当金の表示

1 ITGは、12名より構成されており、我が国からは、南里哲男氏（三菱東京UFJ銀行）がメンバーとして参加している。

2. 主な論点の概要

本稿では、比較的広範囲の利害関係者に影響があると思われる論点(1)及び(5)から(10)について取り上げる。

論点(1)：将来予測的なシナリオの織り込み

IFRS 第9号において、金融商品の予想信用損失は、信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均とされ、次のものを反映する方法で見積らなければならないとされている。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

また、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならないが、この評価を行う際に、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならないとされている。

さらに、IFRS 第7号「金融商品：開示」においては、将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか（マクロ経済情報の使用を含む）ということを開示しなければならないとされている。

本会議では、予想信用損失の測定及び信用リスクの著しい増大の評価における複数の将来予測的な経済シナリオの取扱いに関連して、次の①及び②の論点につき議論が行われた。

- ① 予想信用損失を測定する際に、単一の将来予測的な経済シナリオを用いてもよいのか、もしくは複数のシナリオを織り込む必要があるか。また、どのように織り込むのか

ITGメンバーは、IFRS 第9号における予想信用損失を測定する際には、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないが、予想信用損失が一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額とされているため、複数のシナリオ、結果及び発生確率を考慮する必要性を検討しなければならないというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。また、もし異なる将来予測的な経済シナリオと関連する信用損失の関係が線形的でない場合には、単一のシナリオを使用することが適切ではなく、複数のシナリオを予想信用損失の測定に織り込む必要がある可能性があるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。ITGメンバーからは、予想信用損失を見積るために必要となる判断の程度は、詳細な情報の利用可能性に左右され、IFRS 第9号は将来予測的な経済シナリオについて特定の情報源を規定していないことから、適切なアプローチは企業の高度化のレベルやポートフォリオの特徴などにより異なるというコメントが示された。

さらに、ITGメンバーは、複数の将来予測的な経済シナリオを予想信用損失の測定に織り込む方法については、予想信用損失が偏りのない確率加重金額として算定されるような方法となる必要があるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。また、ITGメンバーからは、予想信用損失の測定に将来予測的な情報は予算管理などに使用される情報との整合性が考慮されるべきであるというコメントが示された。

最後に、ITGメンバーは、将来予測的な情報の織り込みは判断を必要とするため、IFRS

第7号に基づき、将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのかということを開示することが重要であるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

② 信用リスクが著しく増大したかどうか判定する際に、将来予測的な経済シナリオをどのように考慮すべきか

ITGメンバーは、信用リスクの著しい増大の判定において、①において議論した予想信用損失の測定と同じ合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を使用することを考慮すべきであり、①と同様に複数の将来予測的な経済シナリオが使用される可能性があるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。ただし、ITGメンバーからは、担保付貸付金における担保価値の情報は信用リスクの著しい増大の判定に対して影響がない可能性があるなど、予想信用損失の測定と信用リスクの著しい増大の判定において、関連性のある情報が異なる場合があるというコメントが示された。また、ITGメンバーからは、IFRS第9号は将来予測的な経済シナリオを考慮することについて特定の方法を規定しておらず、適切な方法は事実と状況により異なるというコメントが示され、さらに将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのかということを開示することの重要性が強調された。

論点(5)：担保及び他の信用補完と予想信用損失の測定

IFRS第9号において、信用損失の見積りとして考慮するキャッシュ・フローには、保有している担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含めなければならないとされ、また予想信用損失を見積る目的上、予想されるキャッシュ不足の見積りには、「契約条件の一部」である担保及

び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が別個に認識していないものを反映しなければならないとされている。

本会議では、「契約条件の一部」である信用補完とは何かについて議論が行われた。

ITGメンバーは、信用損失の見積りとして考慮するキャッシュ・フローに、契約条件と不可分の信用補完を含める必要があり、予想信用損失の測定に含まれる信用補完は契約条件に明記されているものに限定されないというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。また、ITGメンバーからは、企業が別個に認識している信用補完から見込まれるキャッシュ・フローは、二重計算を避けるために、予想信用損失の測定に含めてはならないというコメントが示された。

論点(6)：予想信用損失を測定する際に債務不履行時における貸付金の売却から見積られるキャッシュ・フローを含めること

IFRS第9号において、信用損失とは、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すべてのキャッシュ・フロー不足）を当初の実効金利で割り引いたものとされている。

本会議では、債務不履行となった債務者に対する貸付金の売却によって得られるキャッシュ・フローを予想信用損失の測定に含めることができるのかについて議論が行われた。

ITGメンバーは、予想信用損失の測定において、金融資産の売却から見積られるキャッシュ・フローは、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローである必要があるため、企業に金融資産の売却の意図や能力が備わっており、当該売却は企業の回収プロセスの一部であることが必要であるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。また、ITG

メンバーからは、貸付金の売却に関して、企業における過去の実務や適切な市場情報を考慮すべきであるというコメントが示された。

論点(7)：「現在の実効金利」の意味

IFRS 第9号において、予想信用損失の割引は、当初認識時に算定した実効金利又はその近似値を用いて報告日まで行わなければならないとされ、変動金利の金融商品については、「現在の実効金利」を用いて割引かなければならず、市場金利の動きを反映するためにキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更されなければならないとされている。

本会議では、変動金利の金融商品に適用される「現在の実効金利」は、報告日現在における金利であるのか、または現在のイールドカーブから導出される金利であるのかについて議論が行われた。

ITGメンバーは、IFRS 第9号において明確ではないが、予想信用損失の測定に用いられる割引率は、金利収益の認識に用いられる金利や将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる金利と整合的となるべきであるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

論点(8)：満期が12か月未満である金融資産に対する信用リスクの著しい増大の判定

IFRS 第9号においては、原則として、各報告日において、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならず、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、対象となる金融商品について全期間の予想信用損失を認識し、そうでない場合には、12か月の予想信用損失を認識しなければならないとされている。例外として、重大な金融要素を含まない営業債権等は、常に全期間の予想信用損失を認識しなければならないとされている。

また、IFRS 第7号においては、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、12か月の予想信用損失で測定したものと全期間の予想信用損失で測定したものを区分して開示しなければならないとされ、また損失評価引当金の対象となる金融商品も同様に区分して、信用リスク格付けごとの帳簿価額等を開示しなければならないとされている。

本会議では、満期が12か月未満の金融資産については、12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失が同額になることから、信用リスクの著しい増大を判定することが必要であるかどうかについて議論が行われた。

ITGメンバーは、IFRS 第9号においては、重大な金融要素を含まない営業債権等の例外を除き、各報告日において、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならないとされているため、満期が12か月未満の金融資産についても信用リスクの著しい増大を判定することが必要であり、またその判定に基づきIFRS 第7号に基づく損失評価引当金や帳簿価額等の開示が要求されるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。また、ITGメンバーからは、信用リスクの変化を評価することは通常信用リスク管理実務と整合的であるというコメントが示された。

論点(9)：信用減損金融資産に対する損失評価引当金の測定

IFRS 第9号においては、見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合には、金融資産は信用減損しているとされている（以下「信用減損金融資産」という）。なお、本論点においては、当初認識時に信用減損している金融資産は含まないものとする。

信用減損金融資産については、金利収益を算定するために「償却原価」に実効金利を適用し

なければならず、総額での帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の差額として予想信用損失を測定しなければならないとされている。また、IFRS 第9号において、「償却原価」は総額での帳簿価額から損失評価引当金を調整した後の金額とされている。

本会議では、償却原価で測定される信用減損金融資産の総額での帳簿価額及び損失評価引当金がどのように測定されるかについて議論が行われた。

ITG メンバーは、予想信用損失は当初の実効金利を用いて報告日まで割り引かなければならず、総額での帳簿価額は当初の実効金利により算定されることから、総額での帳簿価額及び損失評価引当金は、実効金利法を適用した結果として時の経過により増加するパターンになりうるというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。また、ITG メンバーからは、本論点に関するIFRS 第9号における要求事項はIAS 第39号より明確であり、首尾一貫した適用に寄与することになるというコメントが示された。

論点⁽¹⁰⁾：償却原価で測定される金融資産に対する損失評価引当金の表示

IFRS 第9号及びIFRS 第7号において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る損失評価引当金は、金融資産の帳簿価額を減額させずにその他の包括利益に表示しなければならないと規定されているが、償

却原価で測定される金融資産に対する損失評価引当金を財政状態計算書においてどのように表示されなければならないかということについて規定されていない。また、IAS 第1号「財務諸表の表示」においては、財政状態計算書に表示する項目に関して、損失評価引当金に係る個別の規定はないが、企業の財政状態の理解に関連性がある場合には、追加的な項目を財政状態計算書上に表示しなければならないとされている。

本会議では、償却原価で測定される金融資産に対する損失評価引当金は、財政状態計算書において別掲しなければならないかどうかについて議論が行われた。

ITG メンバーは、損失評価引当金がどのように財政状態計算書に表示されたとしても、IFRS 第7号に基づく損失評価引当金に係る開示が要求されており、またIFRS 第9号、IFRS 第7号及びIAS 第1号において、償却原価で測定される金融資産に対する損失評価引当金の財政状態計算書上の表示に関して、個別の要求事項はないというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

3. 今後の予定

今回のITG 会議が最後の会議であるとされた。ITG は解散せず利害関係者は引き続き論点を提出することができるものの、今後のITG 会議は予定されていない。